

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により検定申請のあった下記遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条に規定する規格に適合していると認める検定を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

茨城県公安委員会

[illegible]